

木島平村に専門家を派遣しました！

～司法書士による個別事例における権利関係に関する相談～

《相談概要》

特定空き家候補の空き家2件（5棟）について、今後の指導・助言や緊急安全措置をする際の通知先として事前に相続人の特定が必要となるため、相続関係図、戸籍、不動産・商業登記簿、裁判所からの相続放棄関係書類等を用いて、司法書士により相続人の確認と今後のアドバイス等をいただいた。



《主な相談内容》

- ① 所有者は死亡し、子・母・兄弟が相続放棄をしているが、その他に相続人はいないか。
- ② 所有者（法人）について会社実態がなく、清算人が1人生存するが、通知等出す場合のあて名等はどうか。また、緊急安全措置費用について請求できるか。
- ③ 未登記物件であるが、土地の所有者は①の所有者から地代をもらっていた。相続人は誰になるか。
- ④ 未登記物件だが、課税資料に登録あり。登録されている者は死亡しているが、相続人は誰になるか。
- ⑤ 所有者及び直系の相続人（妻・子）は死亡し、子の家族はそれぞれ相続放棄をしている。この場合の相続人はどうか。

《今後の対応》

今回の相談で、相続人が特定できた。また、登記簿の見方や今後の調査方法についてもご指導いただいた。

今後また専門的な知識が必要な場合は、いつでも相談に応じると言っていただき、心強かった。また所有者が今後除却を検討したときに、その手続きについてもアドバイスしていただけるとのこと。

弁護士等に確認するところと、相続財産管理人を選任した場合、その管理人が担う部分もわかったので、まず必要な確認を行い、緊急安全措置に向けて取り組んでいく。

